

E i w a N e w s

令和6年度所得税等の定額減税について

令和6年4月
(No. 225)

今回は、本誌No. 222でご紹介した所得税と住民税それぞれの定額減税について、具体的な実施方法や注意点をご説明させていただきます。

[1] 所得税の定額減税

対象者及び定額減税額

令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下(注1)の納税者(居住者に限る)

$\boxed{\text{本人分3万円}} + \boxed{\text{居住者である同一生計配偶者及び扶養親族の人数(注2)} \times 3\text{万円}}$

(注1) 給与収入のみの場合は、給与収入が2,000万円以下(所得金額調整控除の適用を受ける場合は2,015万円以下)の場合に合計所得金額1,805万円以下となる。

(注2) 納税者と生計を一にする配偶者及び親族で、令和6年分の合計所得金額が48万円以下である者(16歳未満の扶養親族を含む。)をいう。

給与所得者に係る定額減税の実施方法

(1) 月次減税

令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等(賞与を含む)に係る源泉徴収税額から月次減税額を控除し、控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払う給与等に係る源泉徴収税額から順次控除する。(ただし、年末調整の際には、以下(2)による。)

(2) 年調減税

令和6年分の年末調整において、年調所得税額(住宅ローン控除適用者については住宅ローン控除適用後の所得税額)から年調減税額を控除する。この際、年調所得税額から年調減税額を控除した後の金額に102.1%を乗じた金額が復興特別所得税を含めた年調年税額となる。

月次減税の実務上の注意点

(1) 月次減税の対象者(基準日在職者)

月次減税の対象者は令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している居住者のうち、扶養控除等申告書を提出した源泉徴収税額表の甲欄適用者をいう。

したがって、以下の者は月次減税の対象者とはならない。

- ・源泉徴収税額表の乙欄や丙欄適用者
- ・令和6年5月31日以前の退職者、令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった者
- ・令和6年6月2日以後に就職した者(年末調整において年調減税を受けることとなる。)

(2) 所得制限を超える人に対する月次減税

給与収入が2,000万円を超えるなど合計所得金額が1,805万円を超える見込の者についても、基準日在職者に該当する場合には、月次減税の対象となる。

この場合、合計所得金額が1,805万円を超える者については、年末調整の際にそれまで控除した額の精算を行うこととなるが、主たる給与の収入金額が2,000万円を超えるため年末調整の対象とならない者は確定申告で最終的な精算を行うこととなる。

[2] 住民税の定額減税

対象者及び定額減税額

(1) 対象者

令和6年度（令和5年分）の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（国内に住所を有する者に限る）

(2) 定額減税額

①令和6年度分の個人住民税

$\text{本人分1万円} + \text{控除対象配偶者(注1)及び扶養親族(注2)の人数} \times 1\text{万円}$

(注1) 令和5年分の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の同一生計配偶者で、令和5年分の合計所得金額が48万円以下である者をいう。

(注2) 納税義務者と生計を一にする親族で、令和5年分の合計所得金額が48万円以下である者（16歳未満の扶養親族を含む。）をいう。

(注3) 控除対象配偶者及び扶養親族はいずれも国内に住所を有する者に限る。

②令和7年度分の個人住民税

$\text{控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(注)を有する者について} \quad 1\text{万円}$

(注) 国内に住所を有する者に限る。

給与所得者に係る定額減税の実施方法（特別徴収）

令和6年6月分の特別徴収は行わず、定額減税後の年税額の11分の1の額を令和6年7月分から令和7年5月分まで、それぞれの給与の支払をする際に毎月徴収する。

その他の取り扱い

(1) 令和6年中に扶養親族が追加になった場合(子供が生まれた場合を含む)

令和6年度の個人住民税に影響を及ぼさないため、定額減税の対象にしない。

(2) 定額減税額が控除しきれなかった場合

個人住民税を課税する市区町村が差額を調整給付金として支給する。

(3) 令和5年中に収入がないなど令和6年度の住民税が非課税の場合

令和6年度に住民税が課税されないため、定額減税の適用はない。

(4) 配偶者が納税義務者の控除対象配偶者であり、かつ、所得割が課税されている場合

控除対象配偶者として納税義務者の所得割額から減税されるとともに、納税義務者本人としても減税されることとなる。

(5) ふるさと納税の控除限度額計算への影響

令和6年度分のふるさと納税の特例控除額の控除上限額は、定額減税前の所得割額を基礎として計算されるため、ふるさと納税の控除限度額計算には影響を及ぼさない。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。